

<親権者変更調停を申し立てる方へ>

1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後親権者を変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるためのものですから、両親の円満な話し合いで解決することが望ましく、まず調停での話し合いを行うのが原則です（親権者が死亡、あるいは行方不明である等調停に出席できない場合その他特に事情のあるときには、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、申立人（あなた）が親権者の変更を希望する事情や相手方の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子どもの意向等について事情を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらうなどして、子どもの福祉にかなうよう話し合いを進めます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき 1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・500 円×1 枚，140 円×1 枚，84 円×10 枚，10 円×10 枚，1 円×5 枚
合計 1,585 円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書 2 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の 3 通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計 2 通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参ください。

○ 申立書には、相手方に知られたくない住所を記載しないでください。相手方に知られたくない住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。

- 事情説明書 1 通
- 連絡先等の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 申立人、相手方及び子（未成年者）の戸籍謄本(全部事項証明書)各 1 通
 - 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピーを2通提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された書類等のうち、親権者を変更するかどうかの判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば許可されることになります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

（宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域）

宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町の区域、下野市のうち旧南河内町の区域、上三川町及び高根沢町

7 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。

その他、手続についてご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

8 問い合わせ先

〒320-8505 宇都宮市小幡1丁目1番38号
宇都宮家庭裁判所 家事受付係
TEL 028-621-4854

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。